

平成21年度予算(案)主要事項の説明

平成21年1月

文部科学省

生涯学習政策局

平成21年度予算(案)主要事項	1
-----------------------	---

1 社会全体の教育力の向上

(1) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業	2
(2) 放課後子どもプランの推進 ー放課後子ども教室推進事業ー	4
(3) 学校支援地域本部事業	6
(4) 訪問型家庭教育相談体制充実事業	8
(5) 子どもの生活習慣づくり支援事業	10

2 いつでもどこでも学べる環境の整備

(1) 図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業	12
(2) 優れた社会教育重点推進プラン	14
(3) 専修学校を活用した就業能力向上支援事業	16
(4) 学校等の地上デジタルテレビの整備に関する アンテナ等工事費について	18

平成21年度予算(案)主要事項

(単位：百万円)

事 項	前 年 度 予 算 額	2 1 年 度 予 算(案)額	比 較 増△減額	備 考
1 社会全体の教育力の向上	15,009	18,703	3,694	1. 学校・家庭・地域の連携協力推進事業(新規)等 18,105 (13,517) (1) 放課後子ども教室推進事業 【箇所数】 15,000箇所 (2) 学校支援地域本部事業 【箇所数】 3,400箇所 (3) 家庭教育支援基盤形成事業 【箇所数】 1,800地域 (4) スクールソーシャルワーカー活用事業 【箇所数】 65区市 1,040人 (5) スクールカウンセラー等活用事業 【箇所数】 スクールカウンセラーの配置 小学校(1,105校→3,650校)、中学校(10,077校)等 (6) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 【箇所数】 スクールガード・リーダーを小学校5校に1人 (2,900人→4,500人) 2. 訪問型家庭教育相談体制充実事業 354 (1,153) 3. 子どもの生活習慣づくり支援事業(新規)等 244 (339)
2 いつでもどこでも学べる環境の整備	2,066	2,153	87	1. 図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業(新規) 72 (0) 2. 優れた社会教育重点推進プラン(新規) 76 (0) 3. 専修学校を活用した就業能力向上支援事業(新規) 540 (0) 4. 専修学校留学生総合支援プラン(新規)等 1,465 (2,066)
3 教育改革に関する基本的な施策の推進	360	402	42	1. 教育改革の総合的推進等 95 (96) 2. 指定統計調査等 307 (264)
4 情報通信技術を活用した教育・学習の振興	760	724	△ 36	1. デジタルテレビを活用した先端的教育・学習に関する調査研究 66 (64) 2. 学校におけるIT活用事業の推進 427 (466) 3. メディアを通じた生涯学習コンテンツ普及事業等 231 (230)
5 生涯学習政策局所轄・所管機関	15,753	17,087	1,334	1. 国立教育政策研究所 4,026 (4,121) 2. 放送大学学園 9,311 (7,862) 3. 独立行政法人国立科学博物館 3,120 (3,125) 4. 独立行政法人国立女性教育会館 630 (645)
生涯学習政策局 計	33,948	39,069	5,121	

1 社会全体の教育力の向上

(1) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(新 規)
21年度予定額 14,261百万円

1. 事業の要旨

改正教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）の規定を踏まえ、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指し、地域の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力のための様々な具体的仕組みを促進し、社会全体の教育力の向上を図る。

2. 事業の内容

(1) 放課後子ども教室推進事業

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援する。

(2) 学校支援地域本部事業

地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援する。

(3) 家庭教育支援基盤形成事業

身近な地域における家庭教育支援を広く実施するため、「家庭教育支援チーム」の定着を図るとともに、持続可能な支援を行うための地域人材を養成し、多くの親が集まる様々な機会を活用して学習機会を提供する。

(4) スクールソーシャルワーカー活用事業

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

(5) スクールカウンセラー等活用事業

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

(6) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

スクールガード・リーダーによる巡回・学校や学校安全ボランティアに対する警備のポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成のほか、新たに、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を行う。

※各事業とも補助率は1／3

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(新 規)
平成21年度予定額 14,261百万円

事業の内容

改正教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）の規定を踏まえ、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指し、地域の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力のための様々な具体的な仕組みを促進し、社会全体の教育力の向上を図る。【補助事業：補助率1/3】

放課後子ども教室推進事業

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援する。

【箇所数】 15,000箇所

学校支援地域本部事業

地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援する。

【箇所数】 3,400箇所

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

スクールガード・リーダーによる巡回・学校や学校安全ボランティアに対する警備のポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成のほか、新たに、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を行う。

【箇所数】 スクールガード・リーダーを小学校5校に1人
(2,900人→4,500人)

スクールソーシャルワーカー活用事業

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

【箇所数】 65県市 1,040人

スクールカウンセラー等活用事業

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

【箇所数】 スクールカウンセラーの配置
小学校(1,105校→3,650校)、中学校(10,077校) 等

家庭教育支援基盤形成事業

身近な地域における家庭教育支援を広く実施するため、「家庭教育支援チーム」の定着を図るとともに、持続可能な支援を行うための地域人材を養成し、多くの親が集まる様々な機会を活用して学習機会を提供する。

【箇所数】 1,800地域

(2) 放課後子どもプランの推進 －放課後子ども教室推進事業－

(20年度予算額)	7,765百万円)
21年度予定額(委託事業分)	127百万円
21年度予定額(補助事業分)	14,261百万円の内数

1. 事業の要旨

「放課後子ども教室推進事業」の全国の小学校区での実施に向け、引き続き事業を推進。

2. 事業の内容

I. 放課後子どもプラン推進のための調査研究等

(1) 評価・普及啓発のための有識者会議の設置等

文部科学省に事業内容や実施方法、事業効果等を評価・検証するための会議を設置。新たに、市町村への助言等により課題解消を図り、事業実施を促すため、有識者等を「放課後子どもプラン推進アドバイザー」として登録・派遣。

(2) 総合的な放課後対策推進のための調査研究等

- ①総合的な放課後対策を効果的に推進するための調査研究及びモデル事業を実施。
- ②都道府県と民間団体との連携によるモデル的な放課後対策事業を新たに実施。

II. 放課後子ども教室推進事業の実施 【補助事業】

(「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」に予算計上)

【種別】 地方公共団体向け補助金 (1 / 3)

【箇所数】 15,000箇所 (前年同)

(1) 推進委員会の設置等

各都道府県・指定都市・中核市に推進委員会を設置し、放課後対策の総合的な在り方を検討。

(2) 放課後子ども教室の実施

ア. 運営委員会の設置

全市町村(指定都市・中核市を除く)に運営委員会を設置し、事業の運営方法等を検討。

イ. コーディネーターの配置

放課後対策事業の総合的な調整役としてコーディネーターを配置。なお、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、未実施小学校区においても措置。

ウ. 放課後子ども教室の実施

すべての子どもたちに対し、地域の大人の協力を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う地方の取組を支援。

【年間開催日数の積算変更】 240日開催 2,500箇所 → 2,700箇所
120日開催 10,000箇所 → 1,400箇所
60日開催 2,500箇所 → 10,900箇所

(3) 放課後子ども教室の開設備品費 (初度調弁)

放課後子どもプランの推進(放課後子ども教室推進事業)

(20年度予算額 7,765百万円)
 (21年度予算額(委託事業分) 127百万円)
 (21年度予算額(補助事業分) 14,261百万円の内数)

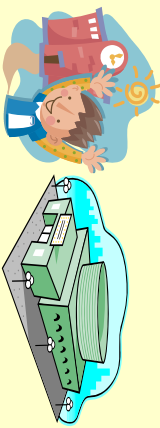
○学校の余裕教室や校庭等を活用し、地域の大人の協力を得て、子どもたちの安全で安心な活動拠点(居場所)を整備
 ○放課後や週末等に、子どもたちに学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を実施

補助率

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

■活動メニュー例
 体験：野球、茶道、書道、伝統芸能 など
 交流：地域住民との異世代交流、異学年交流 など
 学び：宿題、補習、英会話、科学実験 など
 その他：昔遊び、地域行事への参加 など

■実施場所
 学校の余裕教室や図書室・体育館、公民館 など



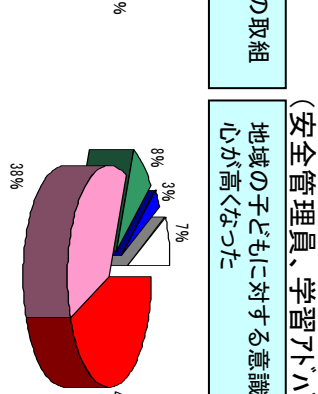
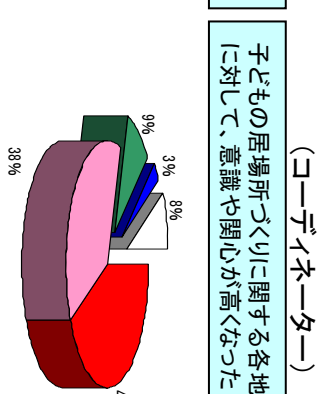
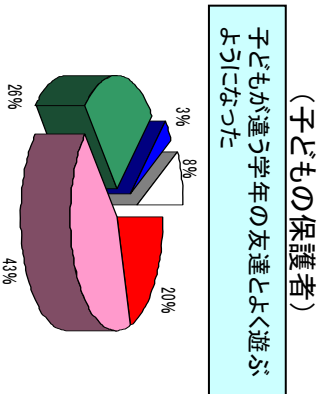
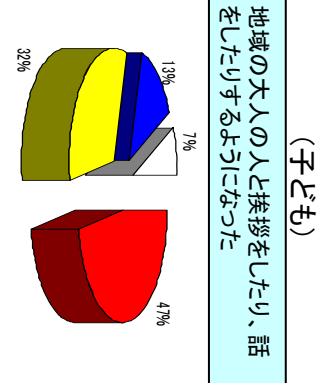
市町村
 <運営委員会>
 ○教室の実施
 ○活動内容、運営方法検討

コーディネーター
 (総合調整)
 安全管理員
 学習アドバイザー

都道府県
 <推進委員会>
 ○域内の総合的な放課後
 対策事業の在り方検討
 ○研修の実施

本事業の効果

(子ども) (子ども以外)
 ○子どもが「違う学年の友達とよく遊ぶようになった」
 ○子どもが「居場所づくりに関する各地の取組に対して、意識や関心が高くなった」
 ○地域の子どもに対する意識や関心が高くなった



平成21年度予定額の主な内容

都道府県分

推進委員会の設置、放課後子どもプラン指導者研修 → 全都道府県・指定都市・中核市分

市町村分

実施箇所数 → 1万5千箇所分
 「運営委員会」の設置 → 全市町村分

全国の小学校区での
 実施を目指す

コーディネーターの配置 → 全小学校区分
 安全管理員、学習アドバイザーの配置 → 1万5千箇所分

開設備品費 → 1千箇所分

本省経費・委託費

放課後子どもプラン推進アドバイザー → 300市町村分(新規)
 民間団体を活用した放課後対策モデル事業 → 6箇所分(新規)

(3) 学校支援地域本部事業

(前年度予算額)	5,040百万円)
21年度予定額(委託事業分)	3,404百万円
21年度予定額(補助事業分)	14,261百万円の内数

1. 事業の要旨

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかにはぐくむためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組む必要がある。

このため、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行う「学校支援地域本部」の取組を推進する。これにより、地域の大人が多く関わることで、多様な体験、経験の機会が増えたり、規範意識やコミュニケーション能力の向上などの効果が期待され、かつ、教員がより教育活動に力を注ぐことができるようになり、学校教育の充実を図ることができる。さらに、地域住民が自らの知識や経験を生かす場が広がり、生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上を図ることができる。

2. 事業の内容

(1) 学校支援地域活性化推進委員会の設置

学校支援地域活性化推進委員会を文部科学省に設置し、学校、家庭、地域をつなぐ新たな連携方策の在り方等について検討、学校支援地域本部事業の選定、事業評価を行う。

(2) 学校支援地域本部事業の実施

全国の市町村を対象に、地域にコーディネーターを置き、その連絡調整の下に地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を各市町村に設置して先導的な取組を推進し、全国的な普及を目指す。

①運営協議会の設置(65地域)

②実行委員会の設置(1,800市町村)

③学校支援地域本部の設置(2,225箇所)

(継続分:1,275箇所、新規分:950箇所)

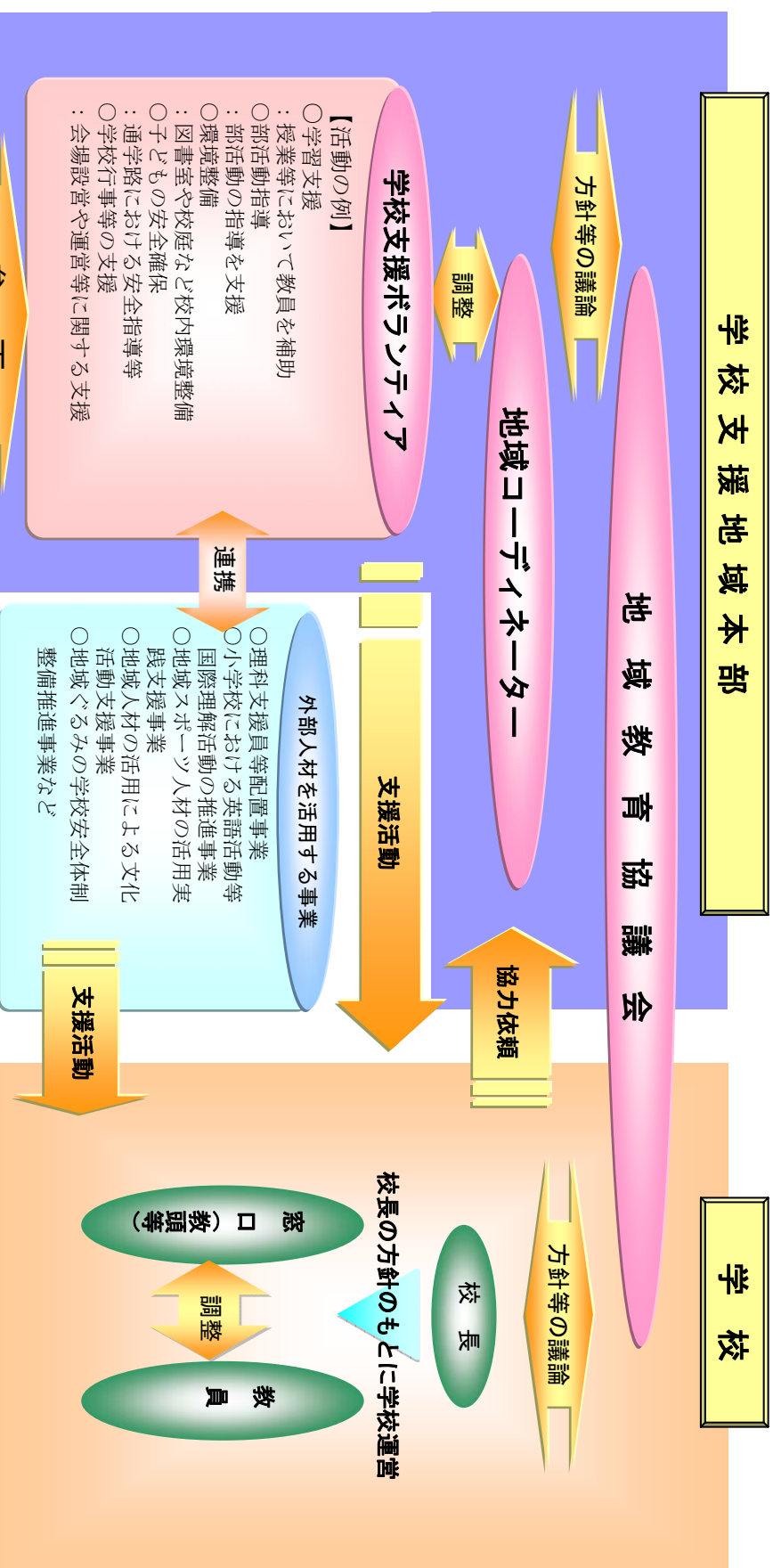
(3) 学校支援地域本部事業の実施【補助事業】(「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」に予算計上)

【種別】地方公共団体向け補助金(1/3)

【箇所数】学校支援地域本部の設置 3,400箇所

学校支援地域本部事業

(20年度予算額 5,040百万円)
 21年度予定額 (委託事業分) 3,404百万円
 21年度予定額 (補助事業分) 14,261百万円の内数



《教育支援に意欲のある地域住民》
 保護者、地域のスポーツや文化に関する団体、学生、
 様々な資格・経験・技能を持つ人 など
 (参考) 団塊世代(昭和22年～24年生まれ)の
 退職者: 約280万人(1中学校区: 平均274.7人)

◇委託事業
 箇所数: 2,225箇所 (継続: 1,275箇所、新規: 950箇所)

◇補助事業
 箇所数: 3,400箇所 (補助率: 1/3)

※上記は標準的な例であり、地域の実情に応じ実施内容等は異なる。

(4) 訪問型家庭教育相談体制充実事業

(「地域における家庭教育支援基盤形成事業」から名称変更)

(前年度予算額 1,153百万円)

21年度予定額 354百万円

1. 事業の要旨

都市化、核家族化及び地域における地縁的つながりの希薄化等による、家庭の教育力の低下など、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。身近な地域における家庭教育支援を推進するため、地域の子育て経験者や専門家の連携による「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、積極的かつきめ細かな相談体制の充実を図る。

2. 事業の内容

(1) 家庭教育支援推進委員会の開催

家庭教育支援推進委員会を文科省に設置し、効果的な家庭教育支援の在り方についての検討や事業検証等を行う。

(2) 訪問型家庭教育支援の実施 (94地域)

①地域家庭教育推進協議会の設置

都道府県、市町村レベルに協議会を設置し、関係団体・企業等との連携・協力の推進、地域における家庭教育支援のニーズ、行政部局や関係機関・団体等の関連事業及び活用可能な人的・組織的リソースの把握、本事業の取組の検証等を実施する。

②訪問型家庭教育支援チームの活動

子育てサポーターリーダーを中心に、保健師、民生委員等の専門家や子育てOB等の地域人材から構成する「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や企業を訪問して家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談対応を行う。

(3) 地域SNSを活用した家庭教育支援に係る調査研究 (5地域)

ITを活用した支援方策の一つとして、「地域SNS (ソーシャルネットワークサービス)」を活用し、親同士のコミュニケーションの円滑化や相談対応についての調査研究を行う。

訪問型家庭教育相談体制充実事業

20年度予算額 1,153百万円
21年度予定額 354百万円

○家庭の教育力の低下

都市化、核家族化及び地域における地縁的つながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

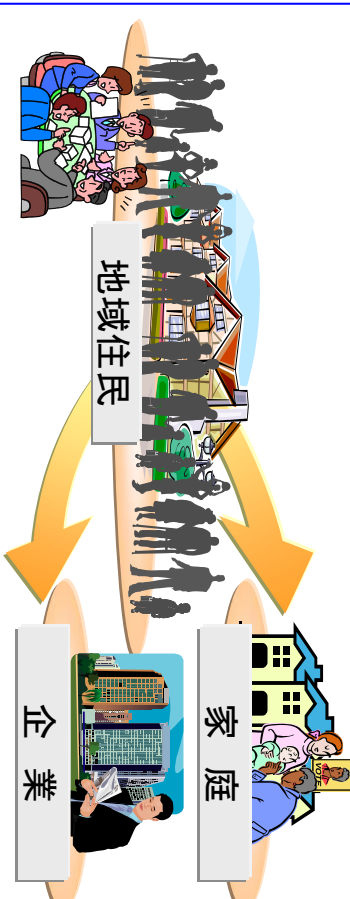
○教育振興基本計画

【施策】子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進
子育て経験者、民生委員や保健師などの専門家が連携し、チームを構成し支援するなど、身近な地域においてきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促す。

訪問型家庭教育支援の実施

地方公共団体向け委託事業：94地域

地域の子育て経験者や専門家の連携による「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や企業への訪問による情報や学習機会の提供、相談体制の充実に図り、積極的かつきめ細かな家庭教育支援を実施



「仕事などで学習機会が参加できない…」

様々な状況の子育て中の親への支援

「家庭教育や子育てに子無関心、孤立化している…」

事業内容を検証し、効果的手法等の情報提供による普及・啓発

学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金

家庭教育支援基盤形成事業

補助率：1/3
事業主体：道府県、指定都市

家庭教育支援チームの普及・定着

地域支援人材の養成

学習機会の効果的な提供

身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援を広く実施

域において行われている家庭教育支援事業の活性化による一層の充実

(5) 子どもの生活習慣づくり支援事業

(新規)

21年度予定額 219百万円

1. 事業の要旨

家庭における食事や睡眠など、基本的な生活習慣の乱れに起因した子どもたちをめぐる問題は、個々の家庭の問題として見過ごすのではなく、社会全体の問題として地域一丸となって取り組む必要がある。

そのため、平成18年度から実施した「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣づくりの定着に向けた全国的な普及啓発を図る。

2. 事業の内容

(1) 事業選定・評価委員会の設置

研究者、教育委員会等の関係者で構成する委員会を設置し、都道府県の枠を超えた全国への普及啓発の在り方等について検討し、さらに優良事例集を作成することにより一層の普及・定着を図る。

(2) 全国的な普及啓発の実施

子どもの基本的な生活習慣の重要性の認識を広めるための研究協議会の開催し、全国の学校や地域の行事やイベント等を活用した普及啓発活動を展開する。

- ①全国的普及啓発推進委員会の設置（受託事業者において設置）
- ②関係省庁連携による子どもの生活習慣づくり研究協議会の開催
- ③企業における子どもの生活習慣づくり体制研究協議会の開催
- ④専門家と大学生等を活用した優良事例・研究成果全国普及事業（全国65か所に派遣）

(3) 地域における研究成果の普及啓発（7か所）

各地域で実践された普及啓発活動の効果・課題・改善策等について、ブロック単位での研究発表会を開催し、子どもたちの基本的な生活習慣づくりの全国的な普及啓発を促進する。

- ①実行委員会の設置（各地域（都道府県単位）に実行委員会を設置）
- ②研究発表会の開催

子どもの生活習慣づくり支援事業

21年度予定額 219百万円(新規)

子どもの生活習慣づくりを支援するため、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」の調査研究成果を広く普及し、学校・家庭・地域が一体となった取組を一層促進する必要があることから、全国的に基本的な生活習慣づくりを定着させるための方策及び効果を研究することを通じて、さらなる普及啓発を図る。

事業選定・評価委員会の設置

事業全体の選定・評価、並びに、子どもの生活習慣づくり優良事例集等の作成

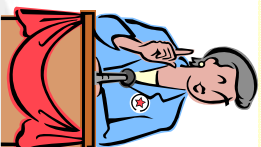
全国的な普及啓発の実施

推進委員会の設置(受託事業者において設置)

【専門家と大学生等を活用した優良事例・研究成果全国普及事業】

全国65か所に派遣

全国の学校、地域の行事やイベント等を活用し、子どもの基本的な生活習慣の重要性について、有識者や専門家、教員を旨指す大学生等を派遣し、保護者や子どもに対し、講演等により全国各地に普及啓発活動を展開する。



【関係省庁連携による子どもの生活習慣づくり研究協議会の開催】

社会全体で基本的な生活習慣を育成するよう、子どもを取り巻く環境について、関係省庁と連携し、食育、健康、テレビ・ゲームとのつきあい方等様々な視点から検討し、子どもの基本的な生活習慣の重要性の認識をさらに広めるための研究協議会を開催する。



【企業における子どもの生活習慣づくり体制研究協議会の開催】

企業における、子どもの生活習慣を育成するための社会貢献活動や、社員に向けての企業内での取組について方策を検討するための研究協議会を開催する。

地域における研究成果の普及啓発

各地域で実践された普及啓発活動の効果・課題・改善策等について、ブロック単位での研究発表会を開催し、子どもの基本的な生活習慣づくりの普及啓発を促進

実行委員会の設置 7か所
研究発表会の開催



2 いつでもどこでも学べる環境の整備

(1) 図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業

(新 規)
21年度予定額 72百万円

1. 事業の要旨

図書館・博物館は、社会教育施設の中でも利用度の高い、いわば「地域の知の拠点」である。

教育振興基本計画等において図書館は、地域の実情に応じた情報提供サービスの充実が求められている。特に図書館未設置の市町村にあっては、今後速やかに図書館の整備に向けた取組が期待されており、当該地域などでの図書館サービスを普及・定着させるための仕組みづくりを実践する。

また、博物館についても、広域的な地域連携や館種を超えたネットワーク構築の必要性が提言されていることから、学芸員の交流等を通じた多様な博物館におけるネットワークを構築し、その成果を広く全国に周知することにより、博物館の新しい可能性を開拓する必要がある。

さらに、6月11日に公布・施行された改正図書館法及び改正博物館法において、新たに図書館・博物館の運営の状況に関する評価の努力義務規定が盛り込まれたことや社会の要請を踏まえ、図書館・博物館の評価基準やリスクマネジメント等に関する指標・ガイドラインを策定する。

2. 事業の内容

(1) 調査研究の実施

① 企画委員会の設置

文部科学省に図書館及び博物館の関係者、有識者等からなる企画委員会を設置し、地域の知の拠点としての図書館及び博物館の在り方等に関する必要な検討を行う。

② 調査研究の実施（3テーマ）

現在、図書館及び博物館が緊急に対応を求められている主要事項（評価方法、リスクマネジメント、指定管理者の実態）に関する先進的取組の調査研究を行う。

(2) 図書館サービスの充実を図る実践研究の実施（4箇所）

図書館未設置市町村にある図書室などを拠点に、地域における図書館サービスを普及・定着させるための仕組みづくり、ガイドライン策定のための実践研究を行う。

(3) 図書館における地域の知の拠点支援事業の実施（5箇所）

地域における図書館機能を一層推進するため、地域の司書有資格者を図書館ボランティアの中心的な存在としてその能力を活用する図書館支援活動を展開する。

(4) 博物館ネットワーク構築推進事業の実施（3箇所（自然系、歴史系、美術系））

博物館ネットワークを既に構築している取組をさらに広げるため、広域的な地域連携や館種を超えたネットワークを構築し、博物館の新たな可能性を開拓することや学芸員の交流等を通じて、博物館機能の高度化を推進する。

図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業

(新規)
21年度予定額 72百万円

2010年を国民読書年とする
決議(平成20年6月)

読書の街づくり、
読書に関する市民活動の活性化

教育振興基本計画
(平成20年7月)

・地域の知の拠点を推進
・博物館の広域的な地域連携や館種を
超えたネットワークの構築の推進

図書館法・博物館法の一部改正
(附帯決議)(平成20年6月)

・運営状況に関する評価、
情報の提供の推進
・指定管理者の実態

図書館サービスの充実を図る実践研究 (4箇所)

- 未設置市町村、市町村合併後も図書サービスの遅れている地域の図書サービスの充実
- 自己評価・外部評価に関する実践研究

図書館における「地域の知の拠点」支援事業 (5箇所)

図書館ボランティアとして地域の司書有資格者の能力を有効活用する図書館支援活動の展開

博物館ネットワーク構築推進事業 (3箇所)

館種を超えたネットワークを構築し、学芸員の交流等を通じた博物館機能の高度化を推進

調査研究(図書館・博物館: 3テーマ)

- 評価のガイドライン策定、○指定管理者の実態の分析、○リスクマネジメント

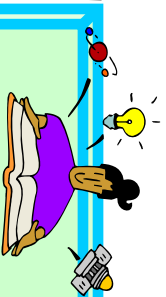
学校支援地域本部事業

放課後子ども教室推進事業

国民の読書力の向上

「地域の知の拠点」のパートナーシップ

博物館の新たな可能性を開拓



「心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現」



(2) 優れた社会教育重点推進プラン

(新規)

21年度予定額 76百万円

1. 事業の要旨

教育振興基本計画に基づき、社会教育施設が拠点となって地域の課題に対応した学習機会を提供する取組を推進するため、公民館等を中心として関係機関・団体の連携協力のもとに地域全体で行う社会教育に関する取組のうち、特に優れたものを重点的に支援し、その普及を図る。

また、教育基本法において、社会の要請に応える教育を国及び地方公共団体が奨励すべきことが規定されたことを踏まえ、社会の要請が強い新たな学習課題に対応する社会教育プログラムの開発を行う。

さらに、社会教育法の改正をうけて、公民館の適切な評価が行われるよう、指針及びガイドラインの策定を行う。

2. 事業の内容

(1) 社会教育重点推進プログラムの実施 (6箇所)

地域における公民館等を中心としたコンソーシアム形式による社会教育の総合的な取組について、有識者や専門家等の公正な審査により選定し、特に優れた取組を支援するとともに、これを広く全国に発信することで、全国的な取組の普及促進を図り、地域の教育力の向上を目指す。

(2) 社会の要請に対応した学習プログラム調査研究協力者会議の設置 (2テーマ)

有識者や専門家、社会教育関係者等で構成する調査研究協力者会議を設置し、関係省庁とも連携を図りつつ、社会の要請が強い新たな課題に関する学習プログラム及びその企画等を行う人材の養成プログラムを開発し、普及する。

(3) 公民館の評価に関する調査研究の実施

地域の身近な学習拠点である公民館の運営状況に関する評価が適切に行われるよう、指針及びガイドラインを策定するための調査研究を行う。

優れた社会教育重点推進プラン

(新規)
平成21年度予定額 76百万円

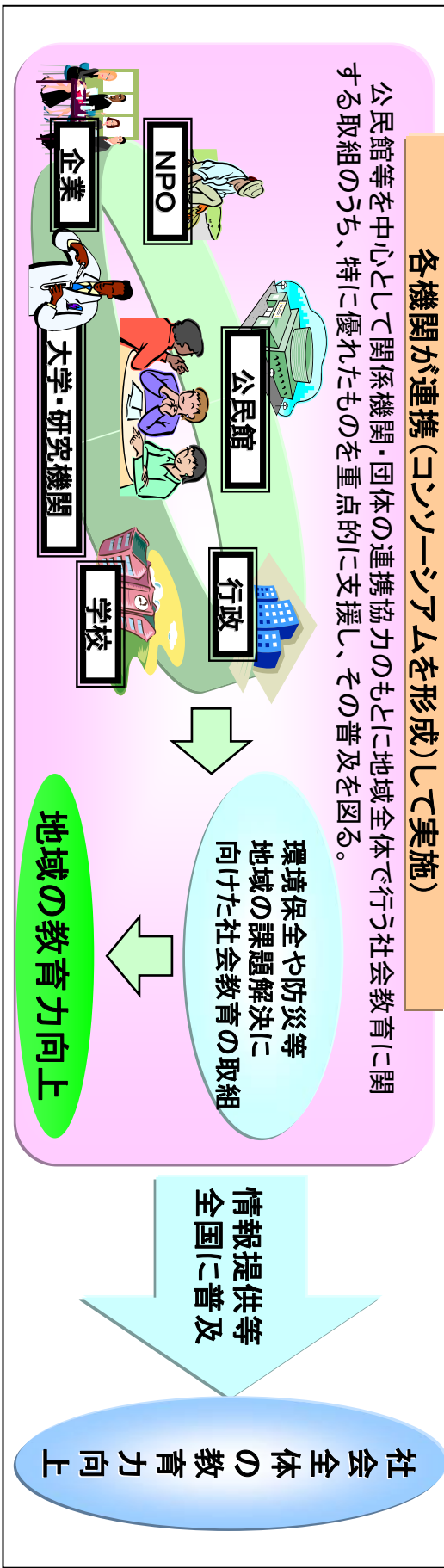
教育振興基本計画

- ◇社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進
学校内外において、社会生活を営む上で重要な課題に対応するための学習機会の提供を推進する。
- ◇公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり
公民館をはじめとする社会教育施設について、地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など地域における学習の拠点、さらには人づくり・まちづくりの拠点として機能するよう促す。あわせて、公民館の運営状況に関する評価の実施や、地域住民に対する積極的な情報提供を促す。

○社会教育重点推進プログラムの実施【6地域】

各機関が連携(コンソーシアムを形成)して実施)

公民館等を中心として関係機関・団体の連携協力のもとに地域全体で行う社会教育に関する取組のうち、特に優れたものを重点的に支援し、その普及を図る。



○社会の要請に対応した学習・人材養成プログラムの開発

教育基本法において、社会の要請に応える教育を国及び地方公共団体が奨励すべきことが規定されたことを踏まえ、その要請に対応する学習プログラムの開発を行う。

○公民館の評価に関する調査研究の実施

社会教育法の改正をうけ、公民館の運営状況に関する評価が適切に行われるよう、ガイドラインを策定するための調査研究を行う。

(3) 専修学校を活用した就業能力向上支援事業

(新規)

21年度予定額 540百万円

1. 事業の要旨

若者の早期離職者・フリーターやニート、定年退職をむかえる中高年等の社会人、子育てにより仕事を中断した女性等の、再就職を希望するが知識・技術の不足等により再就職が困難となっている者に対し、専修学校がその職業教育機能を活用した専門的・実践的な知識や技術の習得を目的とした実践型教育プログラムを提供し、再就職に必要となる就業能力の向上を支援する取組をモデル講座として開設するとともに、その成果を全国に普及促進する。

2. 事業の内容

(1) 企画委員会の設置

専修学校からの提案に対し、より事業効果が期待できる実施計画の審査・採択を行うとともに、事業の推進にあたり必要な調査等を行い、その成果の評価・普及促進を図る。

(2) 若者対象コース（32ヶ所）

若者の早期離職者・フリーター及びニートを対象に就業能力の向上に資する講座の提供を行なう。

早期離職者・フリーターについては、企業実習を含めた実践的なプログラムの提供により就職支援と高度職業人の養成を行なうとともに、キャリアコンサルティングの機会を設け再就職を支援する。

ニートに対しては、ニートを支援するNPO等の団体と協力したプログラムの開設等を行なうとともに、自立支援に資する学習相談等を実施する。

(3) 社会人対象コース（16ヶ所）

主に定年退職をむかえる中高年等の社会人は、定年後も活かせる専門的知識・技術や企業が必要とするパソコン・英語などの能力及びそれらを証明する公的な資格取得などについて、準備不足のまま再就職に臨むことが多く、このことが就業を妨げる原因となっている。

そのため、再就職においてこれまでの職業経験を活かしたキャリアアップが図れるよう、地域ニーズに対応した専門的知識・技術の習得や資格取得に資するプログラムを実施する。

(4) 女性対象コース（16ヶ所）

子育てにより仕事を中断した女性は、長く現場を離れることで、専門的な技術が低下したり、知識・情報等が停滞したりするため、離職期間が長くなるほど再就職が困難となる。そのため、技術・知識の再習得や最新の知識・情報などを学習し、離職期間中に低下した職業能力を向上させるプログラムを提供する。

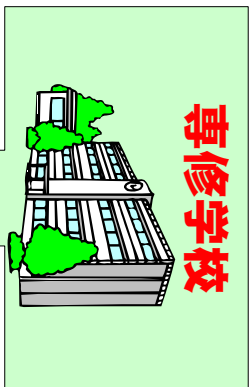
(5) 成果の普及（3ヶ所）

プログラムごとに受講生へのアンケート調査やフォローアップ等の事例を報告書にするとともに、成果報告会を開催して、全国的な取組に発展させるための普及を図る。

専修学校を活用した就業能力向上支援事業

21年度予算額 540百万円（新規）

＜実施体制＞



専修学校の職業教育機能を活用した地域ニーズに対応した人材育成

＜対象＞

若者を中心とした早期離職者やリターナー及び近年社会問題化しているニート

＜内容＞

知識や技術の習得、就職支援・自立促進のためのキャリアカウンセリング等の実施

＜成果＞

再就職・キャリア形成等の実現

実践型教育プログラムの提供による就業能力の向上

就職支援体制の構築
履修証明の発行・キャリアコンサルティングの活用・ジョブ・カードの活用

主に定年退職をむかえる中高年等の社会人

専門的知識・技術やパソコン・英語等の技術の習得及び資格取得の支援

子育てにより仕事を中断した女性

専門的技術や最新の知識・情報等の習得支援

- 人口減少・高齢化社会の到来
- 企業や地域等における人材不足
- リターナー・ニート等の年長化

＜社会的背景＞

(4) 学校等の地上デジタルテレビの整備に関するアンテナ等工事費について

1. 事業の要旨

- (1) 平成23年7月のテレビ放送の地上デジタル放送への完全移行に伴って大きな社会的混乱を招くことなくアナログ放送を終了するために内閣官房に係省庁連絡会議が設けられ、同会議において本年7月に「地上デジタルテレビ放送への移行完了のためのアクションプラン2008」を策定した。同プランでは、学校等については重要公共施設としてデジタルテレビ放送を視聴できる環境を早急に整備することとされ、文部科学省は学校等の設置者である地方公共団体の取組を要請することとされている。
- (2) 文部科学省としては、これまでも教育委員会に対して説明会や広報等を通じて、デジタル化を推進していただくように御願いしてきたところであるが、現状では学校等のデジタル化が進んでいない。
- (3) このため、今回、学校等のデジタル化の取組を促進するために、平成21年度政府予算案にて、公立小・中学校及び特別支援学校のアンテナ等工事費を「安全・安心な学校づくり交付金」に計上するとともに、当該工事と併せて一体的に整備するデジタルテレビ及びデジタルチューナーを対象に地方債措置を行うこととしている。

2. 事業の内容

(1) 「公立学校施設整備費（安全・安心な学校づくり交付金）」措置

①対象施設

○公立学校：小学校、中学校＜中等教育学校(前期課程)を含む＞、特別支援学校

②整備内容

○アンテナ等工事費：アンテナの設置工事、校内の配線工事（分配器、ブースター等を含む。）、受信のために必要となる電気工事等

③交付金の算定割合：1／2

④地方財政措置：補助裏分等を地方債として措置

※「安全・安心な学校づくり交付金」(国費)を受けて実施する「アンテナ等工事」及び「当該工事と併せて一体的に整備するデジタルテレビ、デジタルチューナー」を地方債（交付税算入あり）の対象とする予定。

(2) その他の公立学校等の施設のデジタル化

「アンテナ等工事」及び「当該工事と併せて一体的に整備するデジタルテレビ、デジタルチューナー」を地方債（交付税算入あり）の対象とする予定。

学校等の地上デジタルテレビの整備に関するアンテナ等工事費について

平成23年7月のアナログ放送の終了までに、公立学校（小学校、中学校、特別支援学校）において地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境を整備するため、アンテナ等工事費に2分の1を補助する。

「公立学校施設整備費 (安全・安心な学校づくり交付金)」

◎公立学校（小学校・中学校・特別支援学校）

◎アンテナ等工事費

- ・アンテナ工事費、校内の配線工事（分配器、フーンスター等を含む）、その他、電気工事など受信のために必要となる工事

交付金の算定割合 1/2

補助裏分を地方債（交付税算入あり）の対象とする予定

一体的に整備
する場合

地方債（交付税算入あり）
措置を予定

デジタルテレビ、
デジタルチューナー
整備費

◎その他の公立学校等

◎アンテナ等工事及び当該工事と併せて一体的に整備するデジタルテレビ、デジタルチューナーを地方債の対象とする予定